

中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱 の改正について

事前公開に関する指導要綱は、高さが10mを超える建築物について、原則として、建築確認申請等の手続きを行う30日以上前から、建築計画予定地に事前公開のお知らせ看板の設置を行い近隣住民に周知を図ってきました。

また、建築主等に対し近隣説明会等の開催を行い、近隣住民との協議を十分に行い、相隣紛争を未然に防止するよう指導をしてきました。

しかしながら、近年、建築物の高層化や複雑化により相隣紛争の長期化が見受けられることから、お知らせ看板の設置時期及び説明会の方法等についての見直しを行い、平成17年7月1日から施行いたします。

改正の主な内容は下記のとおりです。(太字が見直し部分です)

	改 正 後	現 行
お知らせ看板 の設置時期	<p>原則として確認申請等を行おうとする60日以上前から</p> <p>ただし</p> <p>①延べ面積が500m²以下かつ高さが15m以下の建築物は15日以上前から</p> <p>②延べ面積が1,000m²以下かつ高さが30m以下の建築物は30日以上</p> <p>③建築物の高さの範囲に学校等があり、著しく環境に影響を及ぼす場合には90日以上</p>	<p>原則として確認申請等を行おうとする30日以上前から</p> <p>ただし</p> <p>①延べ面積が500m²以下かつ高さが15m以下の建築物は15日以上前から</p> <p>②建築物の高さの範囲に学校等があり、著しく環境に影響を及ぼす場合には90日以上</p>
説明会の開催 について	計画建物の高さの範囲の近隣住民へ 説明会を開催	計画建物の高さの範囲の近隣住民へ説明会等を開催

要綱の詳細については、都市整備部都市計画課相隣調整主査
(3546-5463) へお問い合わせ下さい。